ASEAN Buisiness Information

トップ > 支援企業紹介 > ASEANビジネス基本情報

# ＼ASEAN ビジネス基本情報／

タイ | インドネシア | カンボジア | ラオス | ミャンマー | ベトナム

資料をダウンロード→

| | | |
|---|---|---|
| 面積 | 51.3万平方キロ | Demographic Yearbook-2017(UNSD) |
| 人口 | 6,962.6万人 | World Population Prospects 2019 世界人口推計 |
| 首都 | バンコク(830.5万人) | 外務省　Demographic Yearbook-2017(UNSD) |
| 主要言語 | タイ語 | The World Fact Book |
| 民族 | タイ族 97.5%、ビルマ族1.3%、その他1.1%、特定できない民族1%[2015年] | The World Fact Book |
| 宗教 | 仏教94.6%、イスラム教4.3%、キリスト教1%、その他1% [2015年] | 国際機関日本アセアンセンター |
| 気候 | 雨季:7～11月　乾季:11～2月　暑期:3～6月 | 国際機関日本アセアンセンター |
| 日本との時差 | ー2時間 | JETRO |
| GDP | 487.24(10億ドル)[2018年] | JETRO |
| GDP成長率 | 4.1(%)[2018年] | JETRO |
| 一人当たりGDP | 6,992(ドル)[2018年] | JETRO |
| 消費者物価上昇率 | 1.1(%)<期中平均値>[2018年] | JETRO |
| 失業率 | 1.1(%)<期中平均値>[2018年] | JETRO |
| 直接投資受入額 | 29,308(100万ドル)<フロー>[2018年] | JETRO |
| 産業 | 農業は就業者の約40%弱を占めるが、GDPでは12%にとどまる。一方、製造業の就業者は約15%だが、GDPの約34%、輸出額の90%弱を占める。 | 外務省 |
| 通貨 | バーツ(Baht)　1ドル＝約32.3バーツ(2018年平均) | JETRO |
| 対日輸出 | 24,942(100万ドル)<FOB>[2018年] | JETRO |
| 対日輸入 | 35,260(100万ドル)<CIF>[2018年] | JETRO |
| 直接投資受入額 | 13,399(100万ドル)<フロー、ネット>[2018年] | 財務省 |
| 日系企業数 | 1,772[2019年] | 各国商工会議所 |
| 在留邦人数 | 72,754人 | 外務省　海外在留邦人数調査統計 |
| 平均年齢 | 38.1歳[2018年] | The World Fact Book |
| 平均寿命 | 75.1歳[2018年] | The World Fact Book |
| 平均所得(月) | 14,944バーツ[2018] | ILOSTAT |
| 最低賃金(月) | 9.64~10.32／日　ドル(バンコク) | JETORO投資関連コスト2018 |

## 業界情報

| 食品 | 化学 | 二輪車 | 自動車 | 電気製品 | 電子製品 | プラスチック | 石油化学 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

資料をダウンロード→

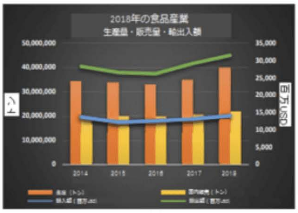

（出所：2018年の産業経済レポートより）

**<生産量状況>**
2018年の生産量は40,212,383,241トンであり、昨年と比較すると14.21%増加。特にサトウキビから作られた生砂糖、白砂糖、天然砂糖の生産量が40〜45%上がった。更に継続的に拡大している国内外の消費の需要に応じて、生パーム油並びに天然パーム油、チルド・冷凍鶏肉、缶詰めツナ、缶詰めサーディンの生産量も増加している。

**<国内販売状況>**
2018年の販売量は21,546,159,471トンで、前年比4.37%の増加だった。主な品目は植物油、畜産、ミルク、即席ラーメン等。経済の全体状況で見ると国内の購買力が強くなったため、消費は漸進的に改善されている。

**<輸出状況>**
2018年の輸出価格は31,447.72百万USDで、前年比8.59%の増加だった。主要貿易相手国はアセアン諸国をはじめ、中国、日本、欧州であり、主な品目は米、チルド・冷凍鶏肉、加工鶏肉、缶詰めツナ、缶詰めサーディン、砂糖、小麦粉、生ドリアン、調味料等。タイの経済が継続的に回復したため、サプライチェーンを通じて直接的かつ間接的にタイ製品の需要に貢献している。

**<輸入状況>**
2018年の輸入価格は14,007.78百万USDで、缶詰めツナの需要が増えたため、チルド・冷凍ツナを中心に前年比7.15%の増加となった。産業別に見ると餌産業及びミルク産業、その他食品産業が継続的に伸びている。

## 会社設立

### タイでの会社（法人）設立と登記の手順とは？

タイでの会社設立の手順と期間の全体像を簡素化したフローを下記にまとめた。
タイでの法人登記はスムースに手続きできる場合でも、1~1カ月半の期間が必要。法改正が頻繁に行われるタイでは、設立登記手続きが自体が複雑なため、法人登記代行企業に依頼するのが一般的で安心。

1. 事前調査・準備
2. 商号（会社名）の予約
3. 会社登記
4. 税務登記、VAT登録
5. ビジネスビザ・労働許可証申請

### タイで会社(法人)設立するには？　主な進出・起業形態とは？

タイへの進出・起業形態には「現地法人」「支店」「駐在員事務所」「統括会社」の４種類がある。
なかでも現地法人の形で進出・起業が最も多く、日本でいう株式会社（Limited Company）が基本的な会社設立形態になっている。原則として、出資してくれるタイの合弁先が必要となる。
支店は外国事業法の制限により、銀行以外の設置が認められるケースが少ない。
営利目的以外の活動ならば、駐在員事務所としての進出が可能。ただし、タイ国内での商品管理や受け渡し、市場調査・販売促進活動のみと限定されている。また、設立時に300万バーツの最低資本金が必要となるうえ、登記完了までに時間がかかるため、現地法人と比べて設立が難しいと言われている。
一方、統括会社としての会社設立が注目されている。現在、タイ政府は国際地域統括本部をタイ国内に置く企業に対し優遇措置を取っている。研究開発やトレーニング用機器の輸入税免除や外国人による100%の株式や土地の保有を認めていることがそれにあたる。

## 雇用

### 増加する派遣労働者の現状

タイでは派遣労働者や契約社員、アウトソーシングなどが近年増加している。
同じ会社内で数社から派遣された労働者がいるのは珍しくなく、同じ職場でも賃金や待遇が一様ではない。
また、派遣労働者は正社員よりも賃金が少なく、福利厚生などの待遇も劣っていることが多い。
派遣元の雇用者は労働保護法に則った責任を果たさないことが原因で、労働者に対する権利侵害が生じているケースも発生している。
また、これらの労働者には労働保護法に基づいた生活の質を向上させる保障がなく、団結権や団体交渉権も行使することができない。

### 大多数を占めるインフォーマルセクターの現状

2015年国家統計局の報告によると、3,830万人の就業者のうち、インフォーマルセクターの労働者は2,140万人で、フォーマルセクター労働者の1,690万人を大きく上回わる。農業従事者が最も多く、続いて商業・サービス業・製造業の順番となっている。
労働法の対象となるのは事業所内の労働者であり、インフォーマルセクターの労働者は対象外となり、基本的な保障を得るための労働組合の結成もできない。
また、景気がよくなり、物価が上昇しても、報酬が上がらないことや社会保障がないことなどが問題視されている。

### 知っておくべきタイ労働法の重要事項

**（1）労働時間と時間外労働などの賃金**
労働時間は１日８時間、１週間48時間と決められている。時間外労働の割増賃金は1.5倍と日本よりも高額で、週36時間を超え

る時間外労働は全面禁止されている。
休日労働については通常日の２倍の賃金で１日８時間までとされている。８時間を超えた場合は、３倍の割増賃金を支払う必要がある。
ただし、管理職については時間外および休日の割増賃金はない。

### （2）有給休暇、産前産後休暇など

同じ会社に１年以上勤務すると６日の有給休暇が付与される。さらに病気休暇が年30日、別途付与される。
また、タイでは90日間の産前産後休暇がある。そのうちの45日間は有休休暇扱いとなり、残りの45日間は政府からの補助金として支給される。
育児休暇については、まだ制度化されていない。

### （3）解雇の際の支払う手当

事業者が労働者を解雇する場合、一給与期間以上前（告知後に２回給料日を挟むタイミング）に通知する必要がある。即時解雇の場合、事業者は解雇手当のほかに雇用報酬を支払う義務が発生。
ただし、合意退職の場合は介護手当の支払い義務はない。

## タイ投資委員会（BOI）

THAILAND BOARD OF INVESTMENT

**タイ政府は海外からタイ国内への投資振興のために1954年、タイ投資委員会（BOI）を設立し、優遇措置措置を付与する権限を用いて産業奨励活動を行っている。**

タイでは外国人事業法などに基づき外国資本の参入を規制する業種を設けているが、
BOIの認可を受けることで、製造業や一部サービス業は100％外資によるタイ進出が可能になる。
優遇措置には法人税および原材料の輸入関税の免除等の「税制上の特典」をはじめ、「ビザ・労働許可の便宜供与」、「事業用の土地所有」がある。

20Floor Interchange21 Bldg, 399 SUKHUMVIT ROAD, KLONGTOEY NUA, WATTANA, BANGKOK 10110 THAILAND
E-mail：thai-branch@tokyo-kosha.or.jp
TEL:+66-(0)2-611-2641
FAX:+66-(0)2-611-2644

Copyright Tokyo Metropolitan Small and Medium Enterprise Support Center. All rights reserved.